

令和3年度

第4回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和3年10月26日

石巻市農業委員会

## 第4回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和3年10月26日 午後 1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会  
挨 拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農家相談委員会委員長報告について

報告第 2号 使用貸借の解約による通知について

報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 石巻市農業振興地域整備計画の変更について

日程第 4 議案第 2号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 5 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 4号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 8 議案第 6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

閉 会

出席委員（19名）

1番	近藤茂	委員	2番	山田慧子	委員
3番	安部秀逸	委員	4番	佐々木文彦	委員
5番	佐藤克美	委員	6番	高橋由佳	委員
7番	武山勝	委員	8番	高橋千代恵	委員
9番	伏見さと子	委員	10番	佐々木洋	委員
11番	遠藤章一	委員	12番	岡田正男	委員
13番	今野真理	委員	14番	後藤嘉伸	委員
15番	前野利春	委員	16番	今野勝夫	委員
17番	日野智	委員	18番	伏見晃也	委員
19番	三浦孝一	委員			

出席農地利用最適化推進委員（20名）

20番	山田信悦	委員	21番	木村和広	委員
22番	保原政美	委員	23番	木村富雄	委員
24番	武山礼二	委員	25番	三浦和恵	委員
26番	首藤勝博	委員	27番	山口修一	委員
28番	齋藤忠直	委員	29番	佐々木勝行	委員
30番	佐藤晴夫	委員	31番	渡邊孝彦	委員
32番	高橋信一	委員	33番	石川雅洋	委員
34番	山田茂樹	委員	35番	勝又功	委員
36番	西條健一	委員	37番	榊田有司	委員
38番	西條勲	委員	39番	阿部正展	委員

説明のため出席した者

佐々木 憲明 農林課長補佐	山内 祐一郎 主 幹
阿部 雅裕 主任主事	渡邊 泉 主任主事

事務局職員出席

西城 芳光 事務局長	渋谷 幸伸 事務局次長
渡辺 和子 事務局長補佐	村上 浩則 主 幹
保理 裕宣 主任主事	山本 万里 主任主事
菅井 泰弘 主任主事	若井 慎太郎 主 事

---

○西城芳光事務局長 ただいまから令和3年度第4回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○西城芳光事務局長 総会開会に当たりまして、三浦会長から挨拶を申し上げます。

○三浦孝一会長 — 挨拶 —

○西城芳光事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、三浦会長、よろしく願いいたします。

---

午後1時30分 開会

○議長（三浦孝一会長） それでは、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定により議長を務めさせていただきます。

それでは、会議に入ります。ただいまの出席農業委員は19名、推進委員は20名であります。欠席者はありません。定足数に達しておりますから、会議は成立をいたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

---

◎議事録署名委員の指名

○議長（三浦孝一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号7番武山勝委員、8番高橋千代恵委員をお願いをいたします。

次に、委員の皆様におきましては、発言の際は、挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言をお願いいたします。

---

◎報告第1号～報告第4号

○議長（三浦孝一会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 農家相談委員会委員長報告について、農家相談委員会、佐藤克美委員長から報告をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○佐藤克美農家相談委員長 それでは、報告いたします。

10月13日、当会議室におきまして農家相談委員会を開催いたしました。新規就農の資格審査に係る相談者はございませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（三浦孝一会長） ただいま農家相談委員会委員長から新規就農に関する相談はない旨の報告がありましたので、報告第1号を終了いたします。

次に、日程第2、報告第2号 使用貸借の解約による通知についてから報告第4号 農地法第5条

第1項第7号の規定による届出についてまでを一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

議案書は2ページから10ページになります。事務局より報告をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○菅井泰弘主任主事 報告第2号 使用貸借の解約による通知についてご報告いたします。資料は2ページからです。今月の受理件数は2件で、解約の理由は、耕作者変更のためが2件でございます。

続きまして、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。資料は4ページからです。今月の受理件数は8件で、解約の理由は、借人の都合のためが3件、農用地利用集積計画による売買のためが5件でございます。

続きまして、報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてご報告いたします。資料は10ページです。今月の受理件数は2件で、住宅敷地とするものが2件でございます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 以上で報告第2号から報告第4号までを終了いたします。

---

#### ◎議案第1号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第3、議案第1号 石巻市農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

議案書は11ページ及び別冊1になります。産業部農林課に議案の内容について説明をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○佐々木憲明農林課長補佐 産業部農林課の佐々木と申します。本日はよろしくお願いたします。

現在石巻市におきまして、農業振興地域整備計画の全体見直しを行っているところでございます。全体見直しにつきましては、農業振興地域整備計画の変更として位置付けされておきまして、その決定に際しては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定によりまして、農業委員会の意見を聴くものと定められておりますので、本日議案として上程をさせていただいたところでございますので、よろしくお願いたします。

それでは、早速全体見直しの内容につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。別冊1の1ページ目、表紙をめくっていただきまして、1ページ目を御覧いただきたく思います。資料1、石巻市農業振興地域整備計画変更理由書となります。内容についてご説明させていただきます。第1、整備計画策定の基本的考え方でございますけれども、これまで運用してきました農業振興地域整備計画は、農業の健全な発展を図ることを目的に、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、平成17年

4月1日合併以前に、雄勝町を除きます1市5町ごとに策定されたものであり、今般、近年の農業情勢や今後の農業関連事業、復興関連事業などによる土地利用や計画等の状況を反映させ、今後とも長期にわたり総合的に農業の振興を図るべき地域を明確にするとともに、各地域の特色を生かしながら、土地の有効利用と農業の健全な発展を図るということを目的に、本市全体の農業振興の方針を定めるということとさせていただきます。

2ページ目を御覧いただきたいと思います。第2といたしまして、農用地利用計画の変更の具体的な理由でございますけれども、農用地区域への編入につきましては、土地改良事業を実施する区域の中に存在する農地という理由をはじめ3つの理由によりまして、合計7.76haを農用地区域に編入することとしております。

農用地区域除外につきましては、自然的な条件などから見て、農業の近代化を図ることが相当でない認められ、団地性を欠く農地などの理由をはじめ3つの理由によりまして、合計586.33haを農用地区域から除外をすることとしております。

用途区分の変更であります、合計3.27haを農用地から農業用施設用地に変更するということとしてございます。

3ページを御覧いただきたいと思います。第3、農用地利用計画の概要でございます。この表につきましては、石巻市内の農地以外の土地も含めた表となっております、2ページ目でご説明いたしました農用地利用計画の変更の具体的な理由に基づく面積の増減が、表の右から2番目のグレーがかかっている農用地区域の土地利用の現況に反映されたものとなっておりますので、ご参考いただきたいと思います。

続きまして、ページ開いていただきまして、石巻市農業振興地域整備計画書概要版のほうで説明をさせていただきます。5ページをお開きいただきたいと思います。1つ目の丸印の各地域の現行計画策定及び見直し時期についてでございますが、整備計画策定の基本的考え方でご説明いたしました、合併以前の1市5町で策定、見直した年度についてお示しをさせていただきます。

2つ目の丸の新計画策定による農用地からの除外・編入等面積についてであります、この項目につきましては、先ほどご説明させていただきました農用地利用計画の変更の具体的な理由で説明させていただきますので、割愛をさせていただきます。

3つ目の丸、農用地区域内の土地利用区分の変遷についてであります、この表は、現計画と新たに策定する計画の面積を示させていただきます。農地が549haの減、農業用施設用地が3.3haの増、山林原野・その他が32.8haの減となっております。

6ページ目を御覧いただきたいと思います。今回策定いたします石巻市農業振興地域整備計画書の内容でございますが、第1、農用地利用計画から第8の生活環境施設の整備計画までの8つの項立てとなっております。

第1の農用地利用計画につきましては、記載させていただいている事項を基本的な考えとしまして、合理的な土地利用を図るため、集団的に存在する、あるいは自然的な条件などから見て、農業の近代化を図ることが相当でない、こういった判断基準に基づきまして、農用地や農業施設用地の区分設定を行ったものでございます。

第2の農業生産基盤の整備開発計画につきましては、記載させていただいている事項を基本としまして、各地域ごとの土地利用の状況や今後の農業基盤整備事業計画などを取りまとめさせていただいているものでございます。

第3の農用地等の保全計画につきましては、記載させていただいている事項を基本としまして、農用地の保全対策やかんがい排水事業計画などを取りまとめたものとなっております。

7ページをお開きいただきたいと思います。第4の農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画につきましては、記載させていただいている事項を基本としまして、目指すべき営農類型ごとの目標、規模などを取りまとめさせていただいているものでございます。

第5の農業近代化施設の整備計画につきましては、記載させていただいている事項を基本に、水稻や園芸作物などの作目ごとの推進方針を取りまとめたものとなっております。

第6の農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画につきましては、記載させていただいている事項を基本としまして、栽培や研修等に関する支援などについて取りまとめをさせていただいたものでございます。

第7の農業従事者の安定的な就業の促進計画につきましては、記載させていただいている事項を基本に、農業就業構造の改善策などについて取りまとめさせていただいたものでございます。

第8の生活環境施設の整備計画につきましては、記載させていただいている事項を基本に、安全性や保健性などのそれぞれの項目に関する対策事項や目標事項について取りまとめさせていただいたものでございます。

9ページ以降に添付しております図面につきましては、農用地利用計画の変更の具体的な理由で説明いたしました、編入、除外、用途区分変更を令和元年現在の土地利用計画図に重ねた地図となっております。右下の凡例を御覧いただきたいと思います。農用地や農業用の施設用地のほか、今回の見直しにおける理由ごとに色分けをしておりますので、地図を確認する際の参考にしていただきたいと思います。

それでは、各地区の主な農用地利用計画の変更の箇所をご説明させていただきます。9ページの石巻地区でございますけれども、図面左側中段の蛇田地区に濃い紫色がかかっているところがあると思いますが、これにつきましては、赤十字病院の北側で、周辺の開発状況などから鑑みまして、除外理由に該当すると判断したものでございます。稲井、渡波地区につきましては、国道398号線や渡波稲井線の道路用地につきましては、除外の整理をさせていただいたものでございます。

次のページ、河北地区でございますが、図面の左側、下側に濃い紫色とピンク色がついたところが



あると思いますけれども、こちらにつきましては、道の駅上品の郷周辺で、二子団地の造成に伴いまして周辺が開発されているというような状況が見られるということから、除外理由に該当すると判断させていただきまして、除外をすとしたものでございます。図面左上の赤囲みの中を御覧いただきたいと思いますが、囲みの左下側に灰色と水色がついているところがあると思いますけれども、灰色につきましては農業用施設が建設されましたということと、水色につきましては土地改良事業の区域内にあるということから、編入をさせていただくと判断したものでございます。

次のページ、河南地区を御覧いただきたいと思います。河南地区につきましては、自然的な条件で近代化を図ることが相当でない、開田でありますとか山際の圃場整備などもされていないような農地といったところになりますけれども、そのほか集落の区域内に介在する農地ということで判断をさせていただいた農地を除外すると判断したものでございます。

次のページとその次のページの桃生地区、北上地区につきましても、河南地区と同様の判断をさせていただき、除外をすとさせていただいた農地が多くなっているところでございます。

牡鹿地区を御覧いただきたいと思います。牡鹿地区につきましては、図面の左上側の農業基盤整備を行いました谷川地区と赤囲みの中に示しております黒崎地区を農用地として存置いたしまして、その他の地区につきましては自然的な条件から除外すると判断させていただいたものでございます。

8ページにお戻りいただきたいと思います。各地区ごとの除外、編入、用途変更の筆数、面積につきまして、農用地区域変更予定地総括表として取りまとめさせていただいたものですので、御覧をいただきたいと思います。

最後に、今後のスケジュールでございまして、農業委員会をはじめ関係団体からの意見を頂戴するとともに、宮城県と内容に関して最終調整を行いました後に、公告縦覧期間を経まして決定公告となりまして、新たな整備計画の運用を開始するということになるわけですが、決定公告につきまして、12月、年内までに何とか完了させたいということで考えておりまして、事務、協議を進めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） はい、事務局。

○渋谷幸伸事務局次長 私のほうから、ただいまの説明に若干補足させていただきます。

これまで農振農用地の計画変更につきましては、場所単位、1か所単位での除外などでありまして、通常農地調査委員会にて検討、審査して、総会の場において報告しておりました。しかし、今回につきましては、先ほど説明にもありましたとおり、合併前からの旧市町の農振計画を石巻市として1つの計画にすべく、全体としての見直しを実施したものといたします。したがって、13日に行いました農家相談委員会、翌14日の農地調査委員会、両方の委員会において、協議という形で内容説明を行っております。

その際、主な質疑応答としましては、1つ目は、今後10年間、見直し、変更はしないのですかとい

う質疑がありました。これに関しては、今のところ全体の見直しは考えていませんが、周辺状況の変化などに伴い、個別の変更には対応すべきと考えているとの回答でございます。

2つ目として、農業関係の具体的な補助事業の計画、こういったものはのらないのですかという質問がありました。これについては、今回の変更は大きな方針を打ち出すものでございまして、農振計画自体に個別の事業計画はのることはございません。逆に、ほかの関連計画とともに別途検討することとしておるという回答でございます。

3つ目に、農振農用地以外の場所、いわゆる農振白地と言われているところですが、そこで営農している方も多数存在していますが、農振農用地区域外を理由に、そういった各種補助対象の対象外としないのか。また、対象外の場合、農用地に編入することは可能かというような質問がありまして、それに対しては、補助の中には農用地内ということを要件にしているものもございまして、農用地内への編入について、逆に外から中に入れる編入については、一定の条件はありますが、除外するよりはハードルはかなり低い。なので、個別に相談してほしいという回答でございました。といったような質疑応答がございました。

どちらの両方の委員会におきましても、この場でそこでの審議結果を提示するものではございませんが、特段異議はなかった旨、報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま産業部農林課による説明及び事務局からの報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案について同意することに決しました。

産業部農林課の方は退席をしていただいて結構です。ご苦労さまでございました。

---

#### ◎議案第2号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第4、議案第2号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

議案書は12ページから17ページになります。事務局から議案の内容について説明をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○菅井泰弘主任主事 議案第2号 非農地証明交付申請の承認についてご説明いたします。資料は12ページからです。

番号1番、申請地は市街化調整区域内の農振区域外にある土地で、登記は畑、現況は宅地となっております。平成26年に石巻市の復興住宅建設時に排水用のU字溝を設置した際に、残地が発生したものです。農地以外となった実情が真にやむを得ないものであり、再び農地として利用される可能性がない土地です。

番号2番、申請地は市街化区域内にある土地で、登記は田、現況は公衆用道路となっております。昭和43年から道路敷地となっていたことが当時の航空写真から確認できます。非農地となってから20年以上が経過した土地であります。

番号3番、申請地は都市計画区域外の農振区域外にある土地で、登記は畑、現況は山林となっております。昭和49年頃に耕作しなくなり、山林化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号4番、資料は13ページからです。申請地は市街化調整区域内の農振農用地区域外にある土地で、登記は畑、現況は宅地となっております。昭和49年に住宅を、昭和58年に作業場を建築したことが当時の航空写真を見て確認できます。非農地となってから20年以上が経過した土地であります。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 次に、農地調査委員会による現地調査の結果について、農地調査委員会、高橋千代恵委員長から報告をお願いいたします。

はい。

○高橋千代恵農地調査委員長 非農地証明交付申請の承認についてご報告申し上げます。

10月14日の農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに書類審査した結果、今後とも農地として利用される可能性はなく、非農地として証明可能と判断をいたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案4件について、願い出のとおり非農地である旨の証明書を交付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案4件について願い出のとおり証明書を交付することに決しました。

---

### ◎議案第3号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請につい

てを議題といたします。

議案書は18ページから24ページになります。事務局から議案の内容について説明をお願いいたします。

事務局、どうぞ。

○若井慎太郎主事 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から順にご説明いたします。

番号1番は、譲受人の経営規模拡大のための農地の売買です。申請地は、畑1筆、面積4,352㎡です。

番号2番は、譲渡人の労働力不足による農地の売買です。申請地は、田5筆、合計面積2,394㎡です。

番号3番は、譲渡人の耕作不便による農地の売買です。申請地は、田1筆、面積91㎡です。

次の番号4番と5番に関しては、耕作の利便性のための金銭の受渡しができない農地の等価交換です。

初めに、番号4番の申請地は、田1筆、面積1,921㎡です。

次に、番号5番の申請地は、田3筆、合計面積1,881㎡です。

番号6番は、譲渡人の離農による農地の贈与です。申請地は、田1筆、面積2,958㎡です。

番号7番は、親から後継者である子への農地の贈与です。申請地は、田4筆、畑3筆、合計面積2,774㎡です。贈与税に関しては、農地の贈与税納税猶予制度を選択する見込みです。

番号8番は、親から後継者である子への農地の贈与です。申請地は、田6筆、畑1筆、合計面積1万315㎡です。贈与税に関しては、相続時精算課税制度を選択する見込みです。

番号9番は、経営継承のための使用貸借権の設定です。申請地は、田26筆、畑3筆、合計面積2万4,933㎡です。

番号10番は、耕作の利便性のための賃貸借権の設定です。申請地は、畑2筆、合計面積1,536㎡です。

番号11番は、耕作の利便性のための賃貸借権の設定です。申請地は、畑4筆、合計面積1,459㎡です。

書類審査及び現地調査をした結果、全ての案件について農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上となります。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会、佐藤克美委員長から委員会審査の結果について報告をお願いいたします。

はい。

○佐藤克美農家相談委員長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての事前審査結果についてご報告いたします。

去る10月13日に開催いたしました農家相談委員会におきまして、農地法第3条の規定による許可申請について事前審査を行いました。10月の案件は、売買による所有権移転が3件、交換による所有権移転が2件、贈与による所有権移転が3件、使用貸借権の設定が1件、賃貸借権の設定が2件、合計11件の申請がありました。このため、農地法第3条の許可要件につきまして、申請書類及び10月8日に各

地区の農業委員並びに事務局職員により実施いたしました農地調査報告書などに基つきまして、慎重に審議、審査したところ、いずれも適正なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案11件について、願い出のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案11件について願い出のとおり許可を与えることに決しました。

---

#### ◎議案第4号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第6、議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてを議題といたします。

議案書は25ページから26ページになります。事務局から議案の内容について説明をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○菅井泰弘主任主事 議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてご説明いたします。資料は25ページからです。

本件は、当初計画者が令和2年4月10日付、宮城県（東振）指令第25号で、資材置場、駐車場等用地として許可を取得しましたが、設置施設の一部を変更するために、令和2年7月2日付、宮城県（東振）指令第209号の事業計画変更承認を受けました。

このたび、整備を予定していた施設の一つである研修棟兼事務所が、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響から、海外実習生の受入れを減少し、大人数での研修を中止することとなったため、施設建設の必要がなくなりました。そのため、施設の建設予定地をコンクリがらや碎石等の資材置場として計画を変更し、承認申請をするものであります。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、高橋千代恵委員長より現地調査並びに審査結果について報告をお願いいたします。

はい。

○高橋千代恵農地調査委員長 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてご報告申し上げます。

先の農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審査した結果、許可相当なものとして判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり承認相当の意見を付して宮城県に進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案について承認相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

---

#### ◎議案第5号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第7、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案書は27ページから34ページになります。事務局から議案の内容について説明をお願いします。

はい。

○菅井泰弘主任主事 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

番号1番、資料は27ページからです。転用目的は、資材置場として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。なお、既に利用されていることから始末書が提出されております。

番号2番、転用目的は、仮設の事務用地として貸借権を設定するもので、一時転用になります。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断できますが、一時転用の例外規定が適用できます。

番号3番、転用目的は、住宅敷地として所有権を移転するものです。農地区分は、鉄道の駅の周囲おおむね500m以内にある農地であり、市街化が見込まれる区域であることから第2種農地と判断できます。

番号4番、資料は28ページからです。転用目的は、太陽光発電施設として地上権を設定するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。なお、番号5番の関連事業です。

番号5番、転用目的は、太陽光発電施設として地上権を設定するものです。農地区分は、小集団の

生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。なお、番号4番の関連事業です。

番号6番、資料は29ページからです。転用目的は、住宅敷地として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、高橋千代恵委員長から現地調査並びに審査結果について報告をお願いいたします。

はい。

○高橋千代恵農地調査委員長 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審査した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案6件について、原案のとおり許可相当の意見を付して宮城県に進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案6件について許可相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

---

#### ◎議案第6号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第8、議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案書は35ページから38ページになります。事務局から議案の内容について説明をお願いいたします。

はい。

○山本万里主任主事 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、別添、令和3年度農用地等利用集積計画一覧表を基にご説明いたします。お手元にご準備ください。

1ページを御覧ください。一括方式、宮城県農地中間管理機構へ集積を行い、転貸するための案件は1件です。番号1番、田1筆、面積は2,499㎡、貸借期間は10年で、10a当たりの賃借料は1万4,000円

となっています。

2ページを御覧ください。認定農業者等への所有権移転3件です。番号1番から番号3番、田24筆、畑1筆、合計面積は6万8,897㎡です。そのうち売買による所有権移転は1件で、10a当たりの単価は31万6,000円となっております。

今月の受付合計は4件で、田25筆、畑1筆、合計面積は7万1,396㎡でした。

以上の説明となります。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、高橋千代恵委員長から審査結果について報告をお願いいたします。

はい。

○高橋千代恵農地調査委員長 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会において計画を審査したところ、受け手はいずれも耕作に必要な労働力、農機具などが備わっている認定農業者などであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、中間管理事業による一括方式の1件、所有権移転の3件について、承認すべきものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、初めに一括方式について審議いたします。議案書は35ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案一括方式1件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案一括方式1件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、所有権移転について審議いたします。議案書は36ページから38ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案所有権移転3件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案所有権移転3件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。



---

◎閉 会

○議長（三浦孝一会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。  
これもちまして令和3年度第4回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午後2時16分 閉会